

検討対象事務総括表（平成21年6月幹事会分）

	事 務 名	事 業 概 要	方向性		頁
			都の評価※	区の評価	
1	②-2 食品衛生に関する事務（花き市場除く）	【食品衛生法】 ・報告徴収、検査の実施 ・食品衛生監視員による監視指導 など	都	区	1
2	②-3 狂犬病予防員の設置、犬の登録、犬の捕獲などの事務	【狂犬病予防法】 ・狂犬病予防員の任命 ・犬の抑留 など	区	区	5
3	②-4 特定建築物に関する届出受理などの事務	【建築物における衛生的環境の確保に関する法律】 ・特定建築物の届出受理 ・報告徴収、立入検査 など	都	区	9
4	⑤-60 事業者登録などに関する事務	【建築物における衛生的環境の確保に関する法律】 ・清掃事業者等の登録、登録の取消 ・登録事業者に対する報告徴収、立入検査 など	都	区	13
5	②-5 と畜場の規制に関する事務	【と畜場法】 ・と畜場の設置の許可 ・と畜場の衛生管理責任者の届出受理 など	都	区	17
6	⑤-61 照射録の検査に関する事務	【診療放射線技師法】 ・照射録の提出命令、検査	都	都	21
7	⑤-63 看護師等確保推進者変更命令などに関する事務	【看護師等の人材確保の促進に関する法律】 ・看護師等確保推進者の変更命令	都	都	25
8	⑥-33 引取業者の登録などに関する事務	【使用済自動車の再資源化等に関する法律】 ・登録引取業者等の登録 ・登録引取業者等の登録の取消し、業務停止命令 など	都	区	29
9	⑥-59 教育、保育等を総合的に提供する施設の認定などに関する事務	【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律】 ・認定こども園の認定 ・認定こども園の設置者に対する報告徴収 など	区	区	33

※都の評価は、特別区が人口50万人以上の規模となった場合を想定した評価である。ただし、これをもって移管の前提条件とするものではない。

検討対象事務総括表（平成21年6月幹事会分）

	事 務 名	事 業 概 要	方向性		頁
			都の評価※	区の評価	
10	⑥-70 クリーニング師免許試験の実施などに関する事務（条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務）	【クリーニング業法】 ・衛生上の措置の基準を定める条例の制定 など	都	区	37
11	⑥-71 条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務（理容師法）	【理容師法】 ・衛生上の措置の基準を定める条例の制定 など	都	区	41
12	⑥-72 条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務（美容師法）	【美容師法】 ・衛生上の措置の基準を定める条例の制定 など	都	区	45
13	⑥-82 地方薬事審議会の設置などに関する事務（登録販売者試験などに関する事務）	【薬事法】 ・登録販売者試験の実施 ・登録販売者の登録 など	都	都	49

※都の評価は、特別区が人口50万人以上の規模となった場合を想定した評価である。ただし、これをもって移管の前提条件とするものではない。